

中期計画の見直し等について（案）

I 中期計画の見直し

1 スケジュール（案）

R4. 8. 15	・ 概要を説明
9 月	・ 計画変更案を作成 ・ 第 3 回 評価委員会
10 月	・ 第 4 回 評価委員会 ・ 県が認可

2 変更の観点（①ゴールイメージ、②現状とのギャップ、③ギャップを埋める方策）

①ゴールイメージ

現行の中期目標、中期計画に「今後一層めざすべき大学像」として既に明記しているのがゴールイメージ。

②現状とのギャップ、③ギャップを埋める方策

年度計画、実績報告の中で触れていく。

3 中期計画の変更イメージ（別紙参照）

① P1「第 1 趣旨」

法人評価委員会の提言を踏まえ、変更の考え方、変更点等を追記

② P2～3「基本計画」

「今後一層目指すべき大学像」がゴールイメージにあたる。

③ P4以降「第 2 目標を達成するためにとるべき措置」

具体的方策の部分に、変更・追加する内容を追記

（例）「学生の更なる海外留学を促進する。留学生の受入拡大に努める。」

→新たなグローバル化策を追加

II 単年度の実績評価

1 制度の確認

地方独立行政法人法の規定

(ア) 新年度の年度計画 : 年度が始まるまで (3 月末) に提出

(イ) 前年度の実績報告 : 年度終了後 3 月経過 (6 月末) までに提出

① (イ) 前年度の評価を受ける前に、(ア) 新年度計画を策定するスキームとなっている。

② 「(ア) 新年度の年度計画」は、法人内部で作成、県に届け出るのみ。

③ 法人内部では、12 月～2 月の間に、「R3 計画」・「R3 実績見込み」を踏まえた「R4 計画案」を作成。

※この時点で「R3 実績見込み」は未確定のもの

2 評価委員会のスケジュールについて

○評価委員会の評価後に議会報告を行うという法定プロセスは維持する必要がある。

○評価委員会の評価を受け、議会報告を最終決定するためには、暫定的な実績報告ではなく、正式に法人理事会で承認された実績を報告してもらう必要があるため、評価スケジュールは従前どおりとしたい。

○ただし、評価委員からの指摘内容は、当該年度の取組に実質的に反映させる。

また、年度終了後の実績報告書で、途中で改善した点が分かるようにするなど、指摘内容への対応が分かるようにする。

	現行のスケジュール
R5. 4 月	・ 各キャンパスへ実績照会、とりまとめ
5 月	・ 県へ実績報告 (たたき台) 提出 ・ 県も評価書案を作成開始
6 月	・ 県へ実績報告書を提出
7～8 月	・ 第 1 回、第 2 回評価委員会
9 月	・ 議会報告